

## 会員各位

社会保険労務士法人 なか  
代表社員 新垣 明

### 社会保険 標準報酬月額算定基礎届について (資料提出ご協力のお願い)

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今年も社会保険の標準報酬月額算定基礎届の時期が近づいてまいりました。

標準報酬は傷病手当金等の給付額や将来の年金額の基礎となるもので、各年金事務所の受付審査も厳しくなっており、適正な届出を要します。

そこで当事務所では、下記のとおり資料をお預かりし、取得時の報酬や固定給の変動による月額変更(月変)、未加入の非常勤役員・パートタイマー・アルバイトの内容確認を行います。

つきましては、ご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

#### 記

#### ●提出資料ならびに期限

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1. 賃金台帳のコピー                 | ・・・ 2018年7月支払分～2019年6月支払分                      |
| (非常勤役員・パートタイマー・アルバイトも含め全員分) |  |
| 2. 源泉所得税納付済領収証書のコピー         | ・・・ 2019年 4月～ 6月納付分                            |
| (特例納付については直近のもの)            |  |
| 3. 2019年度社会保険未加入者リスト        | ・・・ 6月支払分の給与をもとに<br><u>社会保険未加入者のみを記入して下さい。</u> |
| (本状に同封しています)                |  |

※ 給与計算を当事務所へ委託されている場合は、資料の2. 3. のみをご準備ください。

※ 「1. の賃金台帳のコピー」つきましては、先に、5月支払分までを、5月31日(金)までに、FAX、メールまたは郵送でお願い致します。

※ 賃金台帳を隨時当事務所へお預け頂いている場合は、不足分のみをFAX、メール又は郵送でお願い致します。

※ 資料枚数が多い場合、ご連絡いただければ、巡回担当者がお預かりに伺います。

※ 6月支払分は支払額が決定次第、お早めにご連絡をお願い致します。

以上

— ご不明な点がありましたら、当事務所担当者までお問合せ下さい。 —

#### ●社会保険労務士法人 なか (本部)

TEL : 098 (855) 2133

FAX : 098 (855) 0960

#### ●社会保険労務士法人 なか (中部)

TEL : 098 (933) 7060

FAX : 098 (933) 7061